

Q2

窓販金融機関はどんな位置付けで監督されているの？
「金融仲介サービス業者向けの総合的な監督指針」も
あると聞いたけど…



A 現在の保険販売に関する監督の対象は保険会社であり、窓口販売を行う銀行や信用金庫等は、保険会社の委託を受けて保険商品を販売する外部委託業者という立場にあります。

つまり金融庁は各保険会社に、その商品の外部委託先として銀行等金融機関に販売を委託するに際し「業務が健全かつ適切に運営されるか」という観点から、銀行等に対する適切な方針を保険会社が定め、その方針に従い委託内容を定める——ことを求めています。

さらに、銀行には保険募集に関する法令等が別途関係してくるなど銀行の募集業務の特性を踏まえて、保険会社が適切に監督、業務管理、研修、モニタリングを実施するための体制整備をすることを求めています。

とはいえ、金融庁の直接の監督対象が保険会社でも、銀行には、間接的に金融庁の監督指針に従って保険募集が行われることが求められるので、実質的に監督を受け

券の投資者等の保護ならびに金融の円滑という3つの使命を負っているとされています。

この使命の下、同法第4条では、金融庁は銀行や保険会社に対する検査その他の監督に関することを行うものとされており、「保険会社向けの総合的な監督指針」とは、金融庁が「保険会社等の検査・監督を担う職員向けの手引書」として、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したもの（金融庁ホームページより）とされています。

つまり、金融庁は、金融機関が健全な経営を行い、負っている公的な立場を踏まえて、顧客（預金者や保険契約者など）の利益保護を怠っていないかを監督・指導する立場にあるといえるでしょう。

検査や監督について重視する点などを記載

金融庁の職員が具体的に金融機関を導いていくに際し、検査やその他の監督行為について、具体的

ているといえるのではないのでしょうか。この意味では、今後の監督指針の改正については、背景となつている金融庁の姿勢や考え方を十分理解し、それに沿った募集体制や教育体制の見直しを求められることになるといえるでしょう。

金融サービス仲介業者の監督指針は当面影響なし

2020年6月に金融商品販売法が「金融サービスの提供に関する法律」（通称…「金融サービス提供法」）に改正（施行は同年11月）されたことに伴い、金融サービス仲介業という新たな業態が創設されました。

これは、1つの免許で銀行・証券・保険のさまざまなサービスを、ワンストップで横断的に仲介できる金融サービス業態です。

金融庁は、この業態に関する「検査・監督に関する基本的な考え方」を示し、「金融サービス仲介業者の監督の目的は、こうした金融サービス仲介業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保

ポイント

- 金融庁は保険会社に、委託先である銀行等への適切な方針の設定等を求めている
- 金融庁の直接の監督対象は保険会社だが、銀行等も間接的に監督を受けている

し、金融サービスの提供を受ける顧客の利便の向上および保護を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することにあり」（金融庁ホームページ）としています。

この新業態の誕生により、銀行や信用金庫等の金融機関はどう影響を受けるのでしょうか。現在、わが国の銀行・信用金庫等預金受入金融機関は、金融サービス仲介業者としての免許は取得しておらず、直接この監督の対象となつてはいないので、当面何か影響を受けることはないと考えられます。

「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針」によって監督を受けることもないでしょう。

Q&Aで押さえる

改正監督指針等の概要と窓販金融機関に求められる募集体制

担当者が知っておきたい近時の当局指導の概要や募集体制のポイントなどを解説します。

Q1

保険募集にあたり、金融庁はなぜ監督指針を設けているの？「保険会社向けの総合的な監督指針」とは？



A

金融庁は、内閣府に属する庁の1つであり、宮内庁や公正取引委員会と并列に置かれている組織です。その業務は「金融庁設置法第3条」に定められており、わが国の金融の安定の確保、預金者・保険契約者・有価証

にどのような点を重視して、それらを行うかを示しているものが監督指針です。直接的には、その性格は金融庁職員に対するマニュアル（手引書）ではありますが、実質的には、保険会社等金融機関が健全経営や顧客保護のために、何をなすべきかを導くものであるといえるでしょう。

したがって、この指針が変更されるということは、保険会社等の金融機関における行動の変化を促すこととなり、そこで働く者にとっては、守るべきルールが書いてあるルールブックの内容が事実上変更されることを意味します。

変更に伴い、例えば保険会社やその代理店である銀行等が保険商品を販売するにあたって、例えば顧客向けの説明事項や顧客に交付すべき書類などの変更が生じるというように、その影響は大きいものといえます。

ポイント

- 保険会社等が健全経営や顧客保護のために、何をなすべきかを導くもの